様式第１号（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 豊田市一般廃棄物処理施設 | | | | 利　　用  利用変更 | | 許可申請書兼許可書 | |
| 令和　　年　　月　　日 | | | | | | | |
| 豊田市長　様 | | | | | | | |
| 申請者　住　　所 | | | | | | | |
| 氏　　名（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名） | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| 電話番号 | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| 豊田市一般廃棄物処理施設条例第４条第１項 | | | | | | | の規定により、処理施 |
| 豊田市一般廃棄物処理施設管理規則第４条第１項 | | | | | | |
| 設の | 利　　用 | | の許可を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | | |
| 利用変更 | |
| 記入上の注意 | | | | | | | |
| １　備考欄は、利用変更の場合に変更した事項を記入してください。 | | | | | | | |
| ２　□のところは、該当するものにレ印を付けてください。 | | | | | | | |
| 利用施設 | | □渡刈クリーンセンター　　□藤岡プラント  □緑のリサイクルセンター　□グリーン・クリーンふじの丘 | | | | | |
| 搬入物 | |  | | | | | |
| 廃棄物  発生場所 | | 住所（申請者と異なる場合のみ記入） | | | | | |
| 氏名（申請者と異なる場合のみ記入） | | | | | |
| 搬入車両 | | 車両番号 | | | 車　　種 | | |
|  | | |  | | |
|  | | |  | | |
|  | | |  | | |
|  | | |  | | |
| 備　　考 | |  | | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請のあった処理施設の利用又は利用変更について、次のとおり許可します。 | | |
| １　許可期間 | 令和　　年　　月　　日から  令和　　年　　月　　日まで | |
| ２　一般廃棄物の種類 | □家庭系　　　□事業系 | |
| ３　許可条件 | 一般廃棄物のうち、上記申請のものに限る。  リサイクルできるものはリサイクルすること。 | |
| ４　許可番号 | 令和　　年　　月　　日　第　　　号 | |
|  | | 豊田市長 |

　教示

　　１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。

　　　　なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

　　２　この処分に不服がある場合は、１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

　　　　なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　３　１の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。